参考資料集

〇 法科大字院におけるICTを沽用した教育に関する検討の背景等		
		2 1
〇 遠隔授業に関する現行制度等		2 5
〇 法科大学院におけるICTを活用した教育の事例		28
〇 法科大学院におけるICTの活用状況調査(結果概要)		3 1
〇 委員名簿、審議経過		3 9

法科大学院におけるICTを活用した 教育に関する検討の背景等

法科大学院におけるICTの活用に関する報告等①

- ◆ 法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について (平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)
- Ⅲ 今後取り組むべき改善・充実方策
 - 3. 優れた資質を有する志願者の確保について
 - 加えて、<u>働きながら法曹を目指す社会人や地方在住者の実情を踏まえ、ICTを活用した教育連携・教材開発などについても検討を進める</u>べきである。
- ◆ 法曹養成制度改革の更なる推進について (平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)
- 第3 法科大学院
 - 2 具体的方策
 - (3)経済的・時間的負担の軽減
 - 文部科学省は、<u>地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対する I C T (情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施</u>について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。
- ◆ 司法制度改革審議会意見書 (平成13年6月12日 司法制度改革審議会)
 - Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方
 - 第2 法曹養成制度の改革
 - 2 法科大学院
 - (3) 公平性、開放性、多様性の確保

地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間法科大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。通信制大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題は残っているが、高度情報通信技術の発展等を視野に入れつっ、**2**積極的に対応すべきである。

法科大学院における I C T の活用に関する報告等②

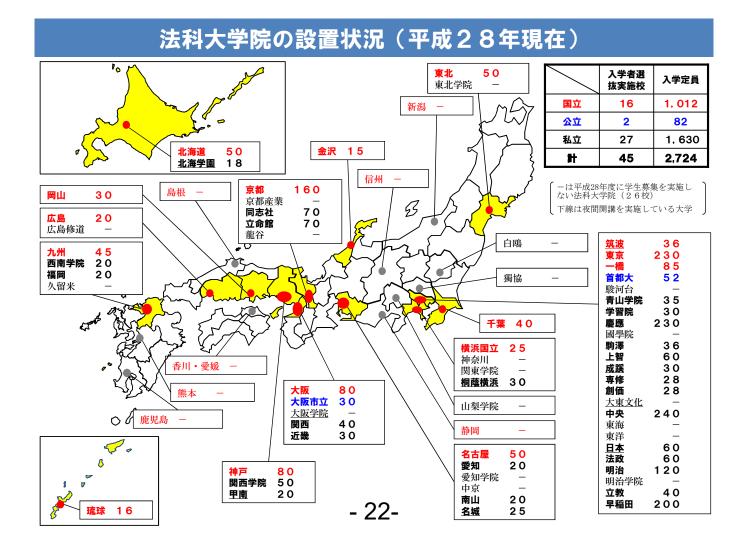
◆ 法科大学院の設置基準等について(答申)(平成14年8月5日 中央教育審議会)

- 2 設置基準関係
 - (5)教育内容・方法等
 - ⑦ 夜間大学院、通信制大学院等

自宅や職場等から通学できる範囲に必ずしも希望する法科大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなど、地理的・時間的な制約などがある社会人等のニーズに応えるため、公平性、開放性、多様性の確保を図る必要がある。

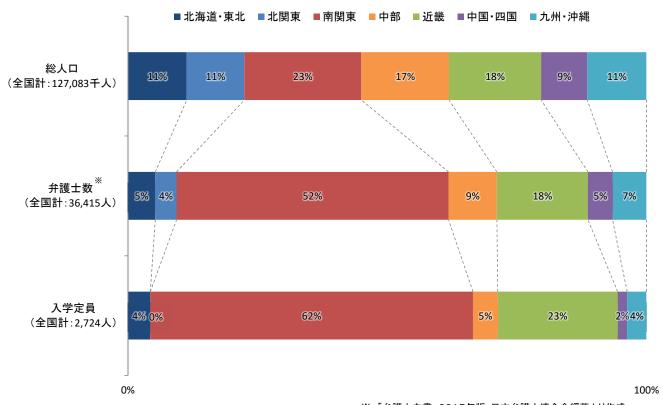
そのため、インターネットや衛星通信等を活用したテレビ会議方式などの遠隔授業のような授業方法や、教育上特別の必要があると認められる場合の夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法による教育(いわゆる14条特例)などの工夫が考えられるほか、夜間大学院についても、法科大学院として十分な教育効果が上げられる場合には、教育方法や学生に対する学習指導体制について十分に配慮しつつ、各大学の判断により認められることとすべきである。

なお、通信制法科大学院については、高度情報通信技術の発展等を視野に入れると、これらの技術の積極的活用によりレポート指導や討議、双方向・リアルタイムで行う授業の展開などが今後期待されるものの、他方で、学生に対して法科大学院にふさわしい十分な学習指導を行える体制が確保できるかどうかなどの課題も残っている。したがって、通信制法科大学院については、通常の法科大学院の発足後の教育の展開状況も見定めつつ、その在り方について引き続き検討する必要がある。



地域別の弁護士数と入学定員との比較

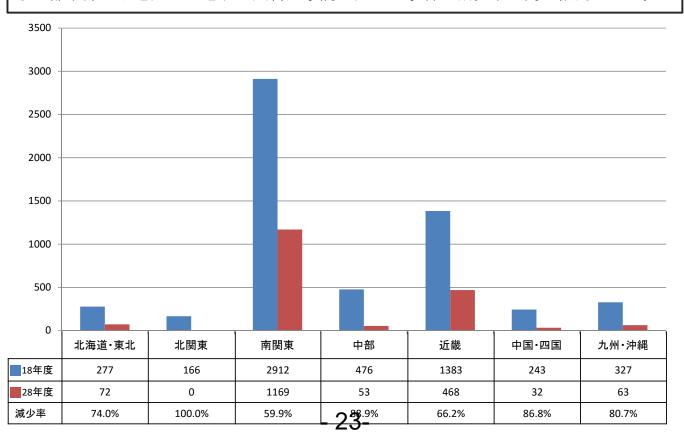
○ 法科大学院の入学定員は、弁護士数との比較においてより都市部に集中している。



※「弁護士白書 2015年版」日本弁護士連合会編著より作成

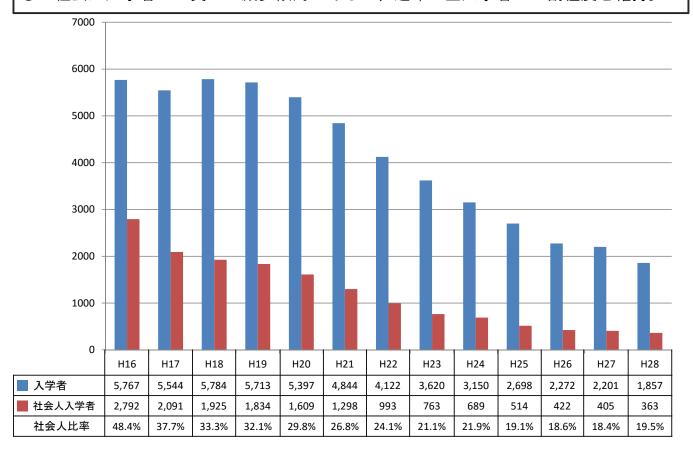
地域別の法科大学院入学者数(ピーク時(18年度)との比較)

○ 都市部より地方に立地する法科大学院の方が入学者の減少率が高い傾向にある。



社会人入学者の推移

○ 社会人入学者は一貫して減少傾向にあるが、近年は全入学者の2割程度を維持。



法科大学院教育における I C T の活用に関する調査研究 報告書概要 (平成27年度先導的大学改革推進委託事業)

地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及に向けて実証研究を実施(実施機関:中央大学)

調査手法

- ① <u>遠隔授業システム</u>を用いて、都市部の法科大学院から地方の法科大学院に授業を配信し、複数の大学が合同 プログラでででは、ででいる。
 で行う授業を実施(サテライト形式)。(公法総合 I / 法曹倫理/比較法文化論/4群特講/テーマ演習 II)
- ② <u>タブレット端末を利用</u>した受講や、<u>オンデマンド形式</u>を組み込んだ授業を実施(公法総合 I のみ)。

(いずれの調査についても、全15回の授業のうち3回程度で実施)

分析結果(学生や教職員の評価)

大学別の評価

- ◆配信先大学(地方の法科大学院)の評価は極めて良好
- ◆配信元大学(都市部)の学生は遠隔授業を高く評価する者が 少ない

授業別の評価

- ◆ 大規模(50名程度)かつ双方向・多方向型授業及び小規模 (10名程度)かつゼミ形式の授業では概ね評価が良好
- ◆中規模(20名程度)かつ双方向・多方向型授業では、遠隔授業を高く評価する者がほとんどいない

遠隔授業の形式別の評価 -

- ◆サテライト形式による遠隔授業については概ね評価が良好
- ◆オンデマンド形式による授業についても概ね評価が良好であり、直ちに排除されるべき授業形態とは言えない
- ◆ タブレット端末を利用した遠隔授業を高く評価する者は少ない





ICTを活用した授業の教育水準向上に向けた課題

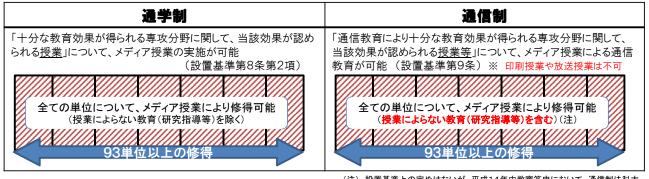
- 授業の学修内容を事前提示するなど授業運営を工夫
- レジュメ配付、課題提出や質問受付などをweb上で可能にするなど、学修環境の整備
- 授業中に小テストを実施するなど緊張感を維持できる仕組みとした上で、オンデマンド授業を一定回数に限定して許容
- 地方在住者に配慮し、web上に法律文献データベースを整備/ スクーリングを地方大学で実施/地方大学教員による学修支援
- 教育水準を維持するための設備面・技術面のコスト確保
- 授業を担当する教員のスキル向上

今後の課題

- 専門職大学院設置基準第8条第2項に規定される「教育効果要件*」の適合性判断に関する一定の指針の必要性を検討 (オンラインによる遠隔授業を基本とした教育課程の編成も視野に、科目特性による教育効果の差異等の分析 等)
- * 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている

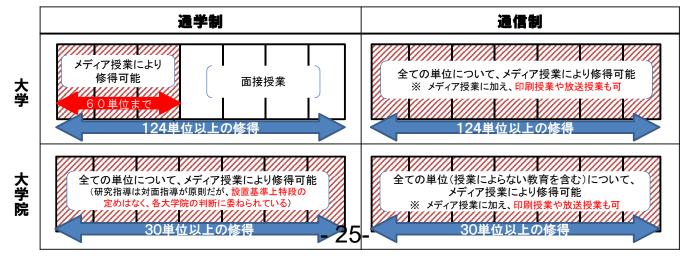
遠隔授業に関する現行制度等

法科大学院における遠隔授業の導入範囲



※ 大学・大学院における遠隔授業の導入範囲

(注) 設置基準上の定めはないが、平成14年中教審答申において、通信制法科大学院については、法科大学院にふさわしい学習指導体制等に課題があることから、その在り方について引き続き検討することとされ、現在に至っている。



法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定①

◆ 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

第3章 教育課程

(授業の方法等)

- 第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。
- 2 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項の規定により<u>多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業に</u>ついて、行うことができるものとする。
- 第9条 専門職大学院は、<u>通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができる</u>ものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第4条並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定を準用する。

◆ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第6章 教育課程

(授業の方法)

- 第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により 行うものとする。
- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、<u>前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる</u>。
- 3 · 4 (略)

法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定②

◆ 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件 (平成13年文部科学省告示第51号(最終改正:平成19年文部科学省告示第114号))

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成13年3月30日から施行する。

なお、平成10年文部省告示第46号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準 ずる場所(大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の 職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させる もの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、<u>指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面</u>することにより、 又は<u>当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用</u>することにより、<u>設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであっ</u>て、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。

<u>法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定③</u>

- ◆ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行について (平成13年3月30日文科高第346号)
 - 第7 平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の制定
 - 1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業(いわゆる「遠隔授業」)については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、<u>設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を</u>電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導(大学通信教育設置基準第3条第2項)とは異なり、<u>毎回の授業の実施に当たって併せ行うもの</u>であることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

- ◆ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について (平成19年7月31日文科高第281号)
 - 第7 平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の一部改正(平成19年文部科学省告示第114号)
 - 一 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「<u>遠隔授業</u>」については、大学教育の質の保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、<u>インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設</u>問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「<u>指導補助者</u>」とは、当該授業を行う教員の補助として、<u>当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること</u>。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

法科大学院におけるICTを活用した 教育の事例

九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による取組事例

概要

- ▼ 平成16年の開設当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学の協定による教育連携を実施。
- ◆ 平成19年からは琉球大学が参加し、「九州・沖縄法科大学院教育連携」となり、教育連携の一環として、テレビ会議システムを応用した、同時かつ双方向の遠隔授業による合同講義の開設、単位互換などを実施。
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業受講者に適宜質問を求めること等による緊張感の維持、メール等により授業終了後も質問を受け付けることができる体制整備、ラーニング・マネジメント・システムを活用した学修フォローなど、細やかな支援の実施。
- ◆ これらにより、各法科大学院の特色と長所を相互提供しつつ、協調と競争を促進し、法科大学院教育の多様化と充実を図る。

特徵

実施の形態

- □連携4大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議を応用し、双方向授業システムとして利用。
- ■連携4大学間において、特色のある科目や更なる充実が望まれる分野に関する協力を相互に行うことにより、開講科目の多様性と充実を図る。
- □これらにより、各法科大学院の特色と長所を相互提供しつつ、協調と競争を促進。

開講科目

□法律基本科目

→ 刑法·刑事訴訟法·刑法問題演習 等

□法律実務基礎科目

→ 法情報論・契約実務・リーガルクリニック 等

等

等

□基礎法学·隣接科目

→ 司法政策論·日本法制史

□展開·先端科目

→ 知的財産法·公共政策法務

受講生への配慮

- □授業に際しては教材を配布するなどして受講生の理解を確実なものとするとともに、授業中は受講者の態度に目を配り、適宜質問を求めたり、指名することにより、緊張感を維持。
- □メール等により授業終了後も質問 を受け付けるなどコミュニケーションに努める。
- □ ラーニング・マネジメント・システム を活用した学修フォローを実施。

千葉大学と金沢大学による取組事例

概要

- ◆ 地理的制約をより少なくするとともに、双方の教育資源を活用し教育効果の水準を保つため、遠隔授業等による連携教育を実施。
- ◆ 共同開講科目(展開・先端科目)を開設し、テレビ会議システムを活用した同時かつ双方向による遠隔授業を 実施。
- ◆ 法律基本科目授業について、千葉大学から金沢大学へライブ配信を実施。また、千葉大学及び金沢大学から それぞれオンデマンド型の配信を実施。
- ◆ 授業のライブ配信について、配信先である金沢大学の学生及び担当教員の評価を合同FD等の機会を利用 し、遠隔授業に対する事後評価・教育効果を検証。

特徴

実施の形態

- □大学間で、インターネット回線を通 じたテレビ会議システムを利用し、 同時かつ双方向の授業を実施。
- □これにより、遠隔地に立地する法 科大学院同士が地理的制約なく、 特徴ある教育資源を相互に提供 することが可能。

開設科目

□展開·先端科目

<u>※両法科大学院の複数の教員が相互に授業</u> を担当

→ 現代法の諸問題

□法律基本科目

※以下の授業科目を配信(学生は任意聴講) 千葉大学から金沢大学へライブ配信

→ 刑法·刑事訴訟法

オンデマンド型配信

- → 刑事訴訟法(千葉大から金沢大へ)
- → 民法・商法(金沢大から千葉大へ)

受講生への配慮

- □ 遠隔授業については、両大学の教員学生が利用可能な共通の授業情報の提供及び課題提出システムを新たに構築。
- ■配信型の授業については、それぞれの 受信側の大学で担当教員がその利用 を指導。ライブ配信では、配信後教員 による質疑応答時間を設ける。

中央大学と島根大学による取組事例

概要

- ◆ 地方在住者や社会人など誰もが法科大学院で学べる環境を整備するとともに、法曹有資格者の学ぶ機会を保障するという観点から、テレビ会議システムを活用した同時かつ双方向による遠隔授業を実施。
- ◆ 中央大学の科目等履修生が島根大学において、中央大学の授業を受講。
- ◆ 機材トラブル等が発生した場合に備えて、両校に補助職員を配置。
- ◆ 機材トラブル等により受講できなくなる可能性があるため、遠隔授業を全て録画することにより、受講生が事後的に授業録画を視聴することが可能。(ただし、出席認定は不可。)
- ◆ 遠隔授業終了後にも受講生が授業担当教員に質問できるようにするため、メールで質問を受け付けられるよう な体制を整備。

特徵

実施の形態

- □大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議システムを利用し、 同時かつ双方向の授業を実施。
- □中央大学の科目等履修生が島根 大学において、中央大学の授業を 受講。
- □ これにより、地方在住者や社会 人、法曹有資格者が地理的制約 なく、特徴ある授業を受講すること が可能。

開設科目

□展開·先端科目

→ 政策形成と法・実務行政訴訟 [/ Ⅱ

□遠隔授業終了後にも受講生が授 業担当教員に質問できるようにす るため、メールで質問を受け付けら れるような体制を整備。

受講生への配慮

- ■配信先の受講生を取り残さないよ う、頻繁に発言を促したり、板書を 明瞭にするなど、授業方法を工夫。
- □機材トラブル等が発生した場合に 備えて、両校に補助職員を配置。
- □機材トラブル等により受講できなく なる可能性があるため、遠隔授業 は全て録画。受講生は事後的に 授業録画を視聴することが可能。

筑波大学の取組事例

概要

- ◆ これまで出張等により授業を欠席せざるを得なかった有職社会人に対して、同時かつ双方向に授業を受講できる環境を提供するため、タブレット端末等を用いて遠隔授業を実施。
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業の受講条件として、全授業回数のうち一定回数に限定。
- ◆ 支障なく双方向通信できるかどうかは、回線状況等の事情に左右されることから、事後的に当該授業担当教員 が個別面談等によるフォローを実施。
- ◆ また、回線状況等の事情により遠隔授業を実施できなかった場合でも、学生が事後的に授業録画を視聴する ことが可能。(ただし、出席認定は不可。)

特徴

実施の形態

- ■タブレット端末等を用いて、同時かつ双方向の授業の実施。
- □ これにより、出張等により授業を欠 席せざるを得なかった有職社会人 が授業の受講が可能。
- □遠隔授業の受講条件として、授業 回数20回の場合4回まで、10回の 場合2回まで、理由を問わずに受 講可。これらを超える場合、利用 理由が国内外の出張の場合に限 る。(事前申請制)

開講科目

- □法律基本科目
- → 憲法・民法・法学基礎ゼミ
- □法律実務基礎科目
- → 法曹倫理・要件事実論・ロイヤリング 等
- □基礎法学·隣接科目
- → 法哲学·刑事政策
- □展開·先端科目
- → 企業組織再編法·倒産法演習 等

受講生への配慮

等

- □支障なく双方向通信できるかどうかは、学生側の機器のスペックや回線状況といった事情に左右されることから、事後的に当該授業担当教員が当該学生に対して個別面談等によるフォローを実施。
- □回線状況等の事情により遠隔授業を実施できなかった場合、学生は事後的に授業録画を視聴することが可能。

成蹊大学の取組事例

概要

- ◆ 都心に勤務する有職社会人が講義を受講しやすいようにするため、サテライト・オフィスを開設し、平成18年度 からテレビ会議システムを用いて、本校教室とサテライト教室の画像と音声を双方向に送受信することにより、 遠隔授業を実施。
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業の受講条件として、仕事の関係で止むを得ざる事情により授業開始時刻に間に合わないことが明らかな場合に限定。
- ◆ サテライト教室への配信授業は全て自動録画され、後日、受講者がその録画を閲覧することが可能。
- ◆ 遠隔授業を実施する全ての科目に業務委託した補助員を配置。

特徵

実施の形態

- □本校教室とサテライト教室間で、インターネット回線を通じたテレビ会議システムを利用し、同時かつ双方向の授業を実施。
- □これにより、都心に勤務する有職 社会人が授業を受講することが可 能。
- □遠隔授業の受講条件として、仕事 の関係でやむを得ざる事情により 授業開始時刻に間に合わないこと が明らかな場合に限定。(予約制)

開講科目

- □法律基本科目
- → 刑法·行政法·刑事訴訟法
- □法律実務基礎科目
- → 刑事/民事実務基礎·法曹倫理 等
- □基礎法学·隣接科目
- → 企業会計・法制史・リーガルリサーチ 等
- □展開·先端科目
- → 国際法·労働法·著作権法

※全て夜間開講科目

受講生への配慮

等

等

- □本校教室の黒板等の画像を、サ テライトで視聴する学生が拡大等 の操作が可能。
- □サテライト教室への配信授業は全 て自動録画。
- □録画は後日、閲覧可能とし、遅刻 や欠席した授業を補完するととも に、学生の自習(復習)を促進。
- □遠隔授業機器の立ち上げ、レジュ メの配布等に対応するための補助 員を配置。

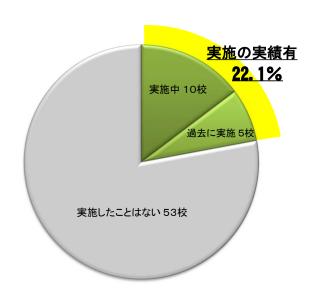
法科大学院におけるICTの 活用状況調査(結果概要)

調査期間:平成28年7月7日~7月22日

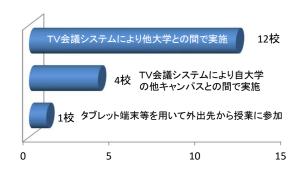
対象大学:募集停止校を含む全ての法科大学院(68校)

遠隔授業の実施状況について

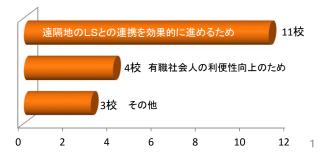
- ✓ 全体の約2割の法科大学院が、これまでに遠隔授業を実施。
- ✓ 実施校の多くは、他大学との連携や社会人の利便性向上のために遠隔授業を活用。
 - 遠隔授業の実施の有無(N=68)



● 遠隔授業の実施方法(N=15)複数回答可

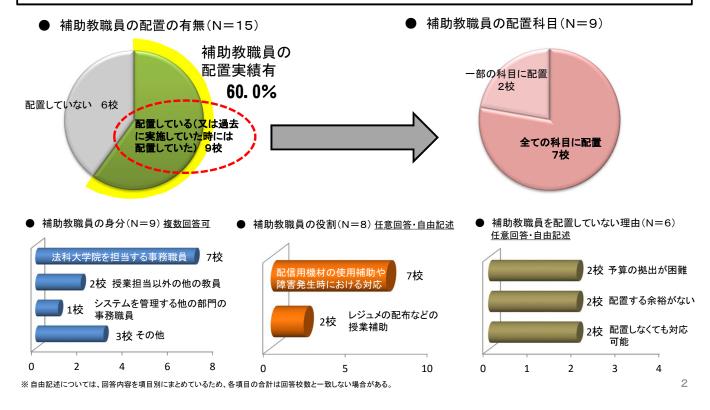


● 遠隔授業実施の目的や理由(N=15)<u>自由記述</u>



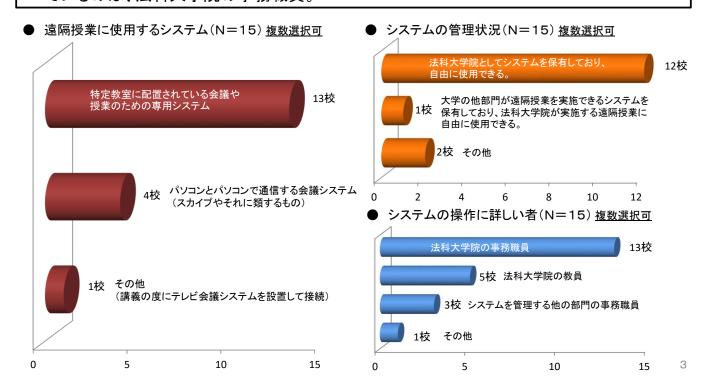
補助教職員の配置について

- ✓ 遠隔授業を実施している大学のうち約半数が全ての科目に補助教職員を配置。
- ✓ 配置される補助教職員の多くは法科大学院を担当する事務職員で、機材の使用補助や障害発生時における対応が主な役割となっている。



遠隔授業に用いるシステム・機材について

- ✓ 多くの法科大学院が会議や授業のために配置されている専用のシステムを用いて、遠隔 授業を実施。
- ✓ 法科大学院としてシステムを保有しているところが多数であり、その操作等の詳細を把握しているのは、法科大学院の事務職員。

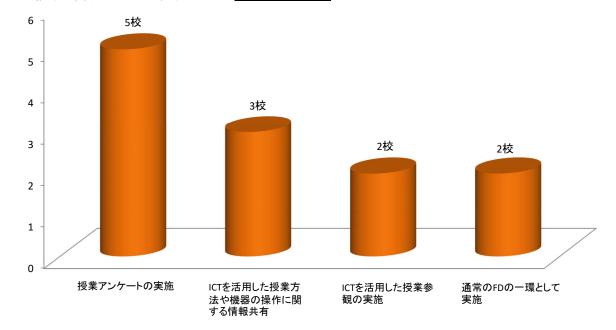


教育効果を創出するための工夫と事後評価・検証について

- ✓ 面接授業に相当する教育効果を創出するための工夫として、授業の進め方に配慮している法科大学院が多数。
- ✓ 事後評価・教育効果の検証については、アンケートなどにより学生又は教員からの評価により把握。
- 遠隔授業に対する事後評価・教育効果の検証の実施 ● 面接授業に相当する教育効果を創出するための工夫 (N=15) <u>任意回答·自由記述</u> (N=13)任意回答·自由記述 配信先の学生の態度に目を配るなど、授業の 授業後のアンケート実施などによる学生又は 6校 9校 教員からの評価の把握 進め方に配慮 授業終了後の質疑応答等 3校 特に実施していない 5校 のフォローの充実(LMS (ラーニング・マネジメント・ システム)の活用を含む) 授業開始前に教材を配布するなど、 4校 その他 受講者の理解の促進 3 6 8 10 1 2 6 4 ※ 自由記述については、回答内容を項目別にまとめているため、各項目の合計は回答校数と一致しない場合がある。

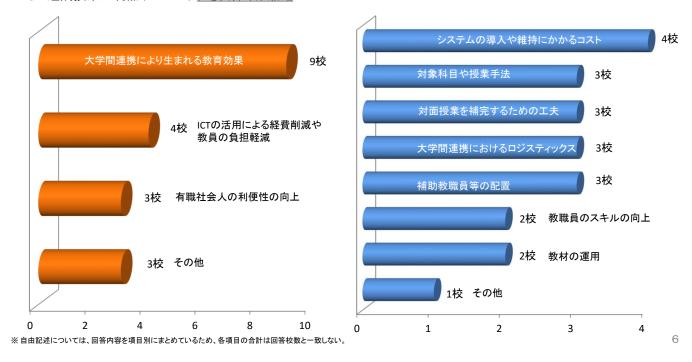
遠隔授業に関するFD・SDの実施について

- ✓ 遠隔授業に関するアンケートを教員・受講生対象に行い、アンケート結果の検討を行っている場合が多数。
- ✓ 遠隔授業に関して、何らかのFD·SDを実施している場合が多数。
 - 遠隔授業に関するFD・SDの実施(N=9) 任意回答・自由記述



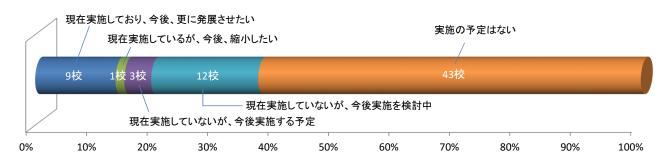
遠隔授業の利点と課題について

- ✓ 遠隔授業を実施する利点として、多くの法科大学院が、大学間連携により互いの教育資源 を共有できることから生じる、教育水準の向上や多様化を挙げている。
- ✓ 一方、遠隔授業の問題点・課題として、システムにかかるコスト、対象科目や授業方法など ハード面・ソフト面の両面が課題として挙げられている。
 - 遠隔授業の利点(N=15)任意回答·自由記述
- 遠隔授業の問題点・課題(N=14)任意回答・自由記述

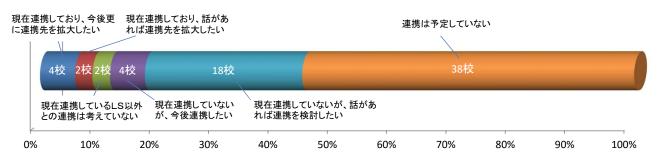


遠隔授業の実施に関する各法科大学院の意向

- ✓ 40%弱の法科大学院が、遠隔授業を実施、又は今後の実施を検討中。
- ✓ 45%程度の法科大学院が、他の法科大学院との連携、又は今後の連携を検討中。
- 今後の遠隔授業の実施について(N=68)

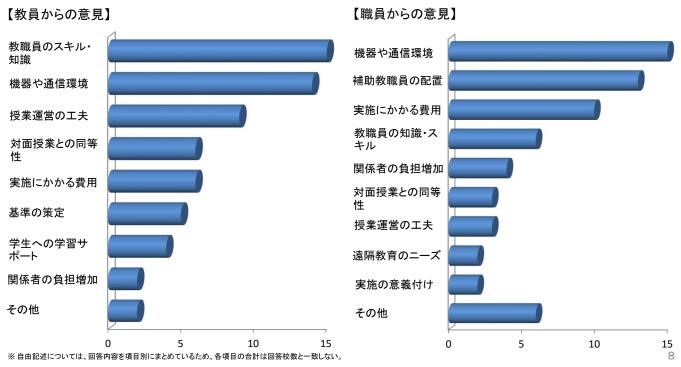


● 今後の他の法科大学院との連携の可能性(N=68)



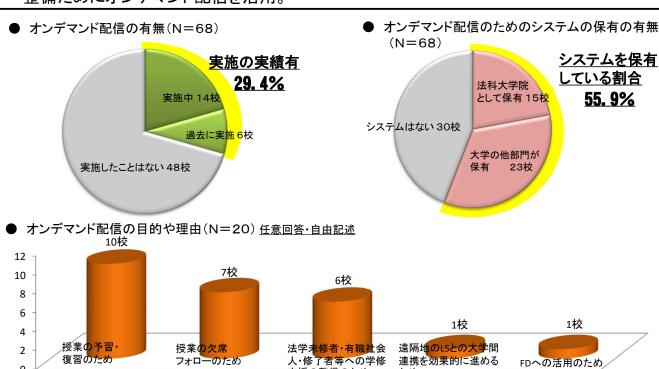
遠隔授業の普及に当たってのハードル

- ✓ 機器や通信環境に関する意見が教員・職員ともに多く見られた。
- ✓ スキル・知識や授業運営・教育効果に関する意見は教員に、補助教職員の配置や実施費用に 関する意見は職員に多く見られた。
- 遠隔授業の本格的な普及のために何が必要と考えるか(N=54) 任意回答・自由記述



録画授業等のオンデマンド配信の実施状況について

- ✓ 全体の約3割の法科大学院が、これまでに録画授業等のオンデマンド配信を実施。
- ✓ 実施校の多くは、授業の予習・復習、授業の欠席フォロー、有職社会人等への学修支援の 整備ためにオンデマンド配信を活用。

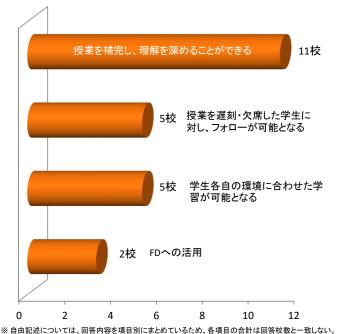


支援の整備のため

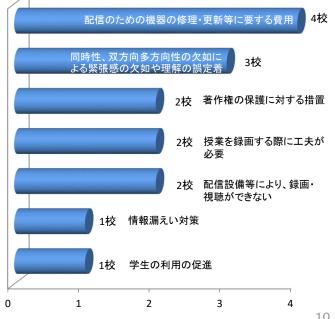
ため

録画授業等のオンデマンド配信の利点と課題について

- ✓ 録画授業等をオンデマンド配信する利点として、多くの法科大学院が、授業の補完や遅刻・欠席フォロー、学生各自の環境に合わせた学習コンテンツの提供のために実施。
- ✓ 一方、配信に要する費用、同時性、双方向多方向性の欠如による緊張感の欠如や理解の 誤定着などに関する課題が挙げられた。
 - オンデマンド配信の利点(N=19) 任意回答·自由記述



● オンデマンドの配信の問題点・改善点(N=13) 任意回答・自由記述

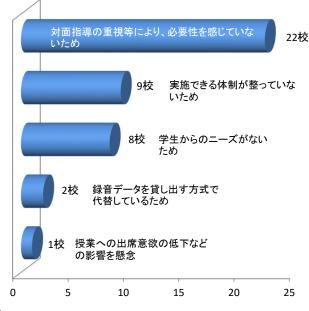


録画授業等のオンデマンド配信を止めた理由・実施しない理由について

- ✓ オンデマンド配信を止めた理由としては、配信にかかる費用が拠出できなくなったこと、学生の利用が広まらなかったことの2点が挙げられた。
- ✓ オンデマンド配信を実施しない理由としては、多数の法科大学院が、対面指導を重視し、その必要性を感じていないと回答している。
 - 任意回答・自由記述予算の拠出が困難学生の利用が広まらなかった2校

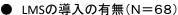
■ オンデマンド配信を止めた理由(N=4)

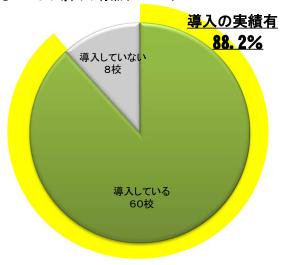
★ オンデマンド配信を実施しない理由(N=39) 任意回答・自由記述



ラーニング・マネジメント・システム(LMS)の導入状況について

- ✓ 全体の約9割の法科大学院が、ラーニング・マネジメント・システムを導入。
- ✓ 主に、課題・レポートの提示、提出、回収やレジュメ・教材の配信など、授業運営に関する 機能を使用している法科大学院が多い。

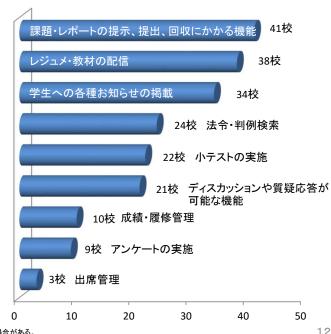




▶ LMSを導入していない理由(N=2)任意回答・自由記述

▶ 少人数教育によりきめ細かい指導が可能であり、 必要性があまり高くないため・・・・ 2校

● LMSの主な使用機能(N=60)任意回答・自由記述

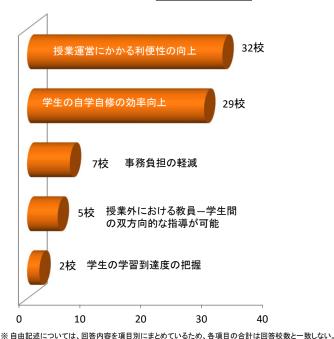


※ 自由記述については、回答内容を項目別にまとめているため、各項目の合計は回答校数と一致しない場合がある。

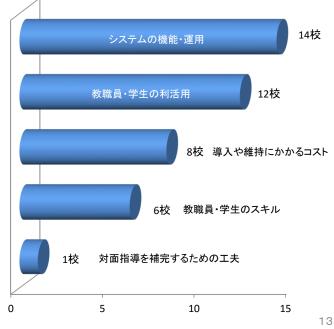
ラーニング・マネジメント・システム(LMS)の利点と課題について

- ✓ LMSを導入する利点として、多くの法科大学院が、授業運営にかかる利便性の向上、学生 の自学自修の効率向上の2点を挙げている。
- ✓ 一方、課題として、LMSそのものの機能・運用に関する意見や、教職員・学生の利活用に 関する意見が多く挙げられている。

● LMSの利点(N=57) <u>任意回答·自由記述</u>



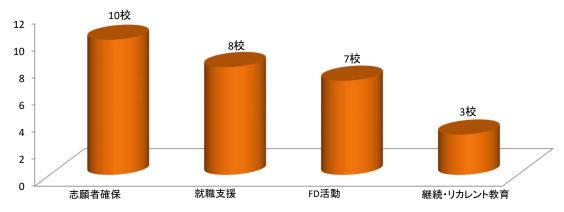
LMSの問題点・改善点(N=40)任意回答・自由記述



遠隔授業、学修支援以外の場面におけるICTを活用した取組について

【活用例】

- ✓ 志願者確保・・・遠隔授業システムを利用し他の大学法科大学院の入試説明会・個別相談会を実施。
- ✓ 就職支援・・・修了者専用のLMSを設け、求人案内など就職活動に資する事項を掲載。
- ✓ FD活動・・・自室に在席しながら、他の教員の授業参観を実施。
- ✓ 継続・リカレント教育・・・リーガルレカレント研究会をはじめとする各種の研究会等において、 活用。
 - 遠隔授業、学修支援以外の場面におけるICTを活用した取組(N=23) 任意回答·自由記述



※ 自由記述については、回答内容を項目別にまとめているため、各項目の合計は回答校数と一致しない。

14

法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する 調査研究協力者会議の開催について

平成28年5月26日高等教育局長決定

1. 趣旨

法科大学院の組織見直しが進むとともに、社会人学生が減少傾向にある現状に鑑み、誰もが法科大学院で学べる環境を整備する観点から、地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保することは喫緊の課題となっている。

「法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)」において、「地方在住者や社会人等に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育について、平成30年度を目途に本格的な普及を促進する」とされたことを踏まえ、法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関し、その有用性や課題、普及方策等について検討を行う。

2. 調査研究事項

- (1) 法科大学院教育における ICT (情報通信技術) の活用
 - 他の専門職大学院を含む先行事例の把握
 - 遠隔教育等の有効性と課題の整理
 - ICT (情報通信技術)を活用した法科大学院教育の普及方策
- (2) その他

3. 実施方法

- (1)調査研究協力者会議は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2)必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、平成28年6月10日から平成29年3月31日までとする。

5. その他

- (1)調査研究協力者会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課専門職大学院室において処理する。
- (2) その他調査研究協力者会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に 諮って定める。

別紙

法科大学院教育におけるICT (情報通信技術) の活用に関する 調査研究協力者会議 委員名簿

〇:主査

朝 田 良 作 島根大学大学院法務研究科長

石 井 徹 哉 千葉大学大学院専門法務研究科長

宇加治 恭 子 弁護士

大 石 和 彦 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻長

○ 樫 見 由美子 金沢大学人間社会学域·研究域長

土 田 伸 也 中央大学大学院法務研究科教授

恒 川 隆 生 静岡大学大学院法務研究科長

中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科長

藤本亮名古屋大学大学院法学研究科教授

吉 﨑 敦 憲 琉球大学大学院法務研究科長

米 田 憲 市 鹿児島大学大学院司法政策研究科長

(11名)

審議経過

第1回:平成28年6月10日(金)17:00~19:00

- 主査の選任
- ・ 会議の運営について
- ・ 法科大学院における I C T を活用した教育の現状について (米田委員・大石委員・土田委員から報告)
- ・ 法科大学院における I C T を活用した教育の本格的普及に向けた 論点整理

第2回:平成28年8月3日(水)10:00~12:00

- ・ 法科大学院における I C T を活用した教育の現状について (藤本委員から報告)
- ・ 法科大学院における I C T の活用状況に関する調査結果報告について
- ・ 法科大学院における I C T を活用した教育の本格的普及に向けた 論点整理

第3回:平成28年10月7日(金)10:00~12:00

検討結果の取りまとめに向けた議論

第4回:平成28年12月26日(月)10:00~12:00

検討結果の取りまとめに向けた議論

第5回:平成29年2月3日(金)10:00~12:00

検討結果のまとめ